

建設業法において国土交通大臣に提出する許可申請書その他の書類の 都道府県の経由事務の廃止

平成 29 年 7 月 11 日
神奈川県

1 提案概要

(1) 背景

国土交通大臣に提出する建設業許可申請書・届出書等の手続きについて、建設業法の規定により申請書・届出書は主たる営業所の所在地を管轄する都道府県を通じて提出することになっているが、関東地方整備局など多くの整備局では法定書類以外の確認資料については、国に直接提出することになっており、申請者は都道府県知事と国土交通大臣それぞれに提出しなければならず二重の負担となっている。（別紙）

(2) 提案内容

国土交通大臣に提出する許可申請書・届出書及び国土交通大臣許可を受けた建設業者の経営事項審査について、都道府県知事を経由しなければならないことを定めている建設業法第 44 条の 4 等の規定を改正することにより、都道府県の経由事務を廃止し、国土交通大臣への許可申請書その他の書類の提出先を所管の地方整備局等に一本化することを求める。

2 具体的な支障事例

- ・ 都道府県を経由して提出される国土交通大臣の許可申請書及び届出書が年間約 1,500 件にも及び、書類管理や発送事務の負担が生じている。
- ・ 都道府県を経由して提出される国土交通大臣の経営事項審査申請書及び再審査申立書が年間 300 件超にも及び、書類管理や発送事務の負担が生じている。
- ・ 許可申請書及び届出書の提出先は都道府県、確認書類の提出先は地方整備局等に直接送付となっているが、申請者からは、窓口が一本化されておらず分かりにくいといった苦情がある。
- ・ 国土交通大臣許可申請又は経営事項審査の申請にあつては登録免許税又は収入印紙を、都道府県知事許可又は経営事項審査にあつては県収入証紙を書類に貼り付けて提出することとされているが、窓口が都道府県となっていることから申請者が混同し、国土交通大臣の申請書に誤って県の収入証紙を貼りつけて提出されたケースが発生している。

- ・ 都道府県が申請書提出後の書類審査等の進捗状況について申請者から問い合わせを受けることがあり、地方整備局に問い合わせるよう案内をしても、都道府県が関知していないことについて理解が得られなかったケースがあったなど申請者側が混同している事例がある。

3 関係する根拠法令

- ・ 建設業法
第5条、第11条、第12条、第27条の26、第27条の28、第27条の29、
第44条の4
- ・ 建設業法施行規則
第6条、第7条の2、第8条、第11条、第19条の6、第20条、第21条の2

4 制度の所管・関係府省庁

国土交通省

5 制度改正による効果

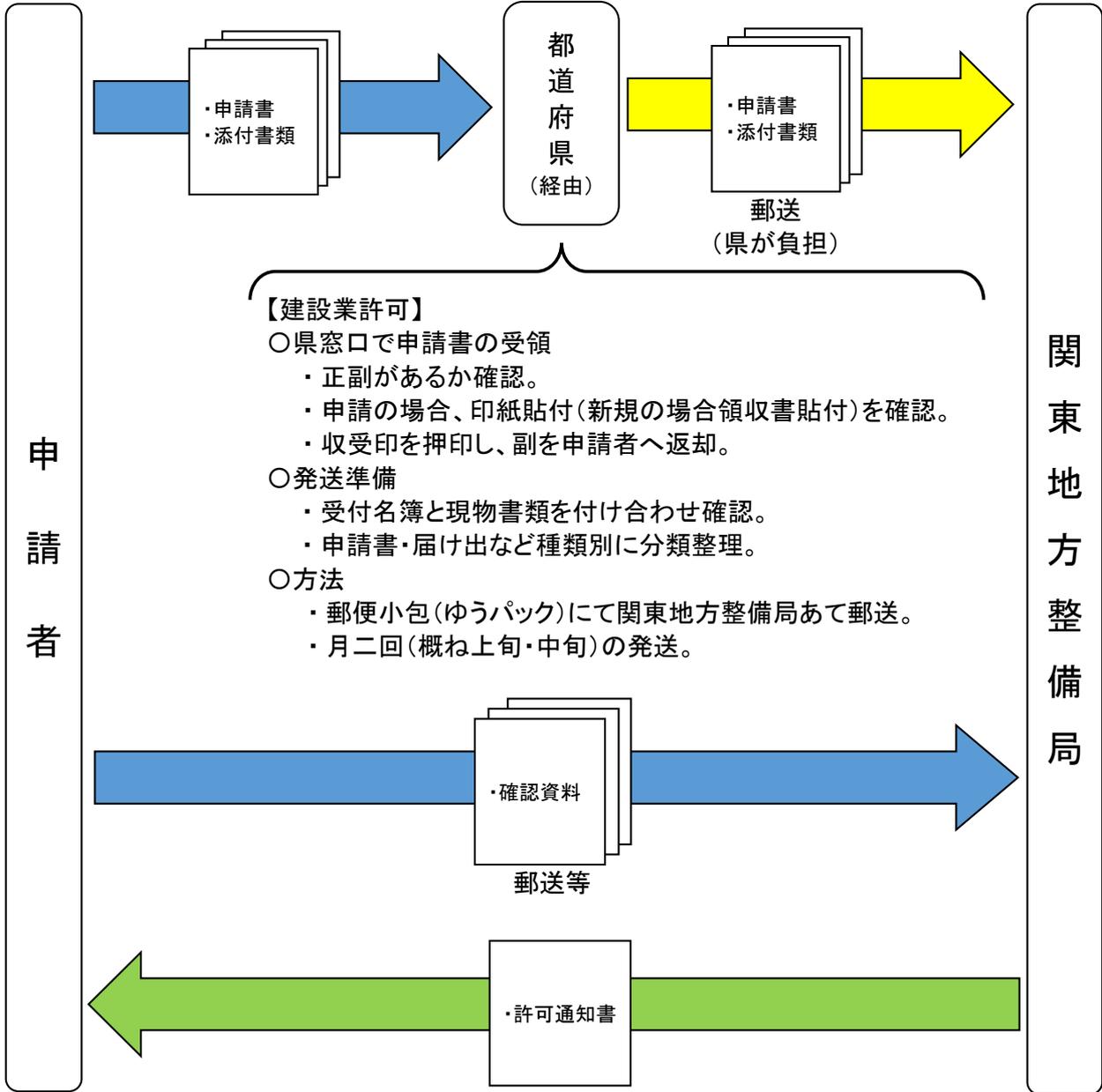
- ・ 許可申請書その他の書類の受付窓口が一本化されることで申請者にとって分かりやすくなり、また、許可申請にあつては、都道府県の進達期間（標準処理期間30日）がなくなることで、許可決定までの審査期間の短縮化が図られ、申請者の利便の向上に繋がる。
- ・ 同様に、経営事項審査にあつても、都道府県の進達期間がなくなり、審査結果の通知までの迅速化が図られ、申請者の利便の向上に繋がる。

●国土交通大臣許可の申請

主たる営業所の所在地を管轄する都道府県を經由

(建設業法第44条の4)

(建設業法施行規則第11条)

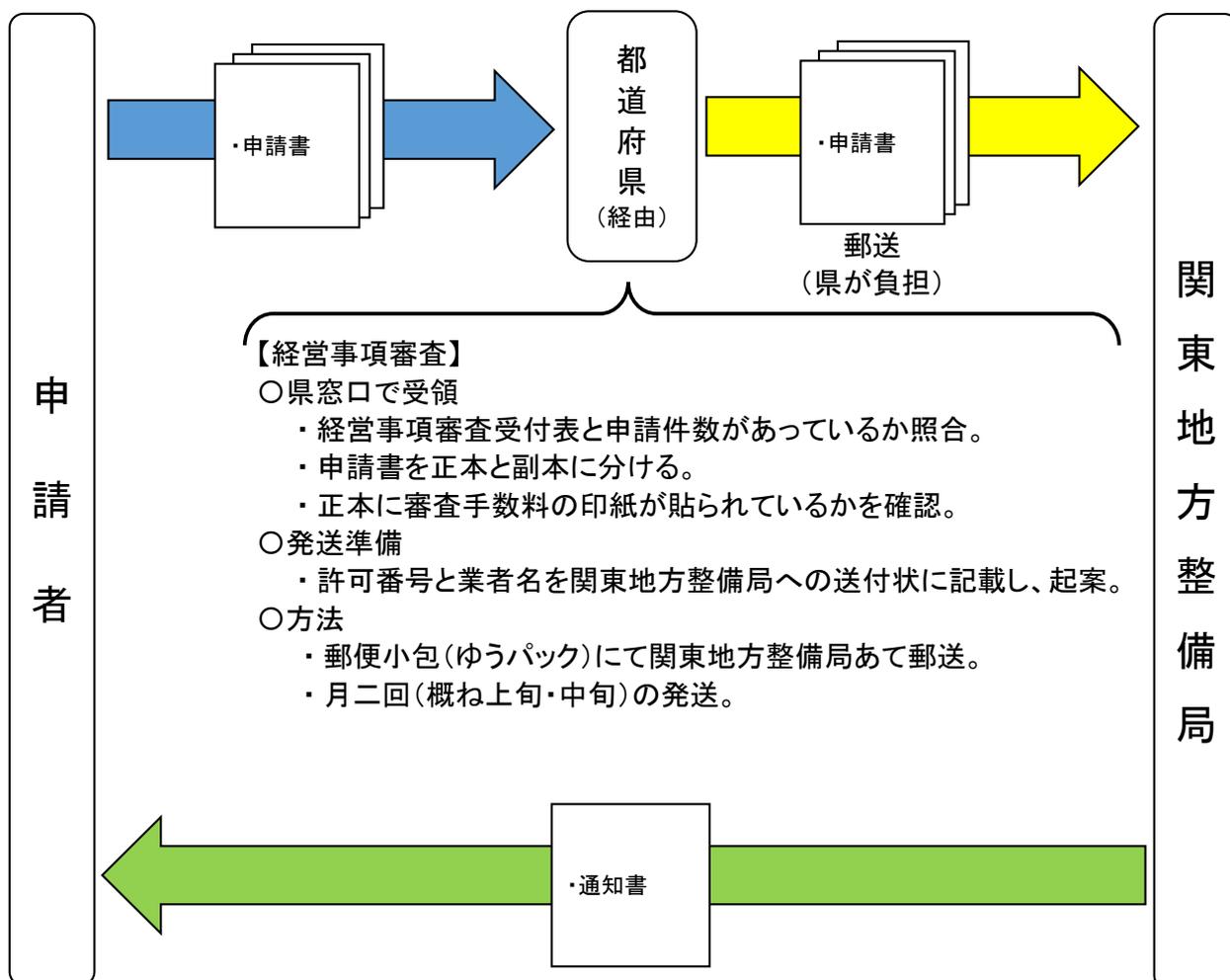


過去3年受付件数 (国土交通大臣許可)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
平成28年度	160	101	95	219	155	136	128	85	120	96	100	89	1,484
平成27年度	175	99	109	273	131	115	129	104	117	78	69	87	1,486
平成26年度	202	93	139	312	149	162	141	109	136	91	82	111	1,727

●建設業者の経営事項審査

主たる営業所の所在地を管轄する都道府県を經由 (建設業法施行規則第19条の6第2項)



過去3年受付件数 (経営事項審査)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
平成28年度	13	12	13	26	78	47	24	27	36	27	21	18	342
平成27年度	17	6	15	24	60	50	33	31	34	17	31	21	339
平成26年度	16	10	11	25	72	46	32	25	33	17	25	12	324

【2. 許可の要件について】

(1)「許可要件」「欠格要件」とは

【建設業法第7条、第15条】【建設業法第8条】

建設業の許可を受けるためには、4つの「許可要件」を満たすこと及び「欠格要件」に該当しないことが必要です。

●許可要件

- ① 常勤役員のうち1名が「経營業務の管理責任者」としての経験を有するものであること。
- ② 営業所ごとに「専任技術者」を配置していること。
- ③ 暴力団関係企業等、請負契約に関して不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかでないこと。
- ④ 請負契約を履行するに足る財産的基礎又は金銭的信用を有していること。

●欠格要件

- ・ 許可申請書若しくはその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けている場合。
- ・ 建設業法第8条各号のいずれかに該当する場合。

(2)経營業務の管理責任者

【建設業法第7条、第15条】【建設業法第8条】

法人である場合においては**役員のうち常勤であるもの※**の一人が、個人である場合においては本人又は支配人のうち一人が、**経營業務の管理責任者としての経験(建設業の経営に関する一定の経験)**を有する者であることが必要です。

建設業の経営は他の産業の経営とは著しく異なった特徴を有しているため、適正な建設業の経営を期待するためには、建設業の経營業務について一定期間の経験を有した者が最低でも1人は必要であると判断され、この要件が定められたものです。

※許可を取得した後に、経營業務の管理責任者が退職され後任が不在となった場合は要件の欠如として許可の取消し(建設業法第29条第1項第1号)となります。

●「役員のうち常勤であるもの」とは

いわゆる常勤役員(業務を執行する社員、取締役、執行役、**これらに準ずるもの※**)をいい、原則として**主たる営業所**において休日その他勤務を要しない日を除き一定の計画のもとに毎日所定の時間中、その職務に従事している者をいいます。

- ・ 業務を執行する社員・・・持分会社(合名会社、合資会社、合同会社)の業務を執行する社員
- ・ 取締役・・・株式会社の取締役
- ・ 執行役・・・委員会設置会社の執行役
- ・ これらに準ずる者・・・法人格のある各種組合等の理事等 ※

※ H28.6.1から、「これらに準ずる者」として、**業務を執行する社員、取締役または執行役に準ずる地位にあって、許可を受けようとする建設業の経營業務執行に関し、取締役会の決議を経て取締役会または代表取締役から具体的な権限委譲を受けた執行役員等が含まれます。(審査は従前どおり、個別認定が必要になります)**

「役員」には、執行役員(※に該当する者を除く)、監査役、会計参与、監事及び事務局長等は含まれません。

●「経營業務の管理責任者としての経験を有する者」とは

法人の役員、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位にあって、経營業務の執行等建設業の経營業務について総合的に管理した経験を有する者をいいます。

一定の経験とは、以下のとおりです。

経営経験	許可を受けようとする建設業以外の建設業の経営経験		許可を受けようとする建設業の経営経験	
	経験期間の地位	経験の内容	必要経験年数	根拠法令
経験期間の地位	・ 経營業務の管理責任者 役員、事業主、支配人、支店長、営業所長等 (営業取引上対外的に責任を有する地位)	・ 経營業務の管理責任者に準ずる地位(★) 役員又は事業主に次ぐ職制上の地位		
経験の内容	経營業務管理責任者としての経験	執行役員等としての経営管理経験(a) 経營業務を補佐した経験(b)		
必要経験年数	7年	5年	5年	7年
根拠法令	法第7条第1号ロ 告示(S47.3.8第351号)第2号	法第7条第1号イ(C)	法第7条第1号ロ 告示(S47.3.8第351号)第1号イ	法第7条第1号ロ 告示(S47.3.8第351号)第1号ロ

★「経營業務の管理責任者に準ずる地位」の経験とは・・・

(a) 執行役員等としての経営管理経験

取締役会の決議により業務執行権限の委譲を受け、かつ、取締役会によって定められた業務執行方針に従って、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念した経験

(b) 経營業務を補佐した経験

許可を受けようとする建設業に関する建設工事の施工に必要な資金の調達、技術及び技能者の配置、下請業者との契約の締結等の経營業務全般について従事した経験

(c) 法第7条第1号イに※の経験は含まれません。

※での経営管理責任者の証明、★準ずる地位での経験については、事前に個別の認定が必要になりますので、十分な期間をもって事前に関東地方整備局建設部建設産業一課建設業係までご相談下さい。また、詳細については、「建設業許可事務ガイドラインについて」を参照下さい。

【2. 許可の要件について】

()

【建設業法第7条、第15条】

設

3 専任技術者(1/2)

建設工事に関する請負契約の適正な締結、履行を確保するためには、建設工事についての専門知識が必要になります。請負契約に関する見積、入札、契約締結等の業務の中心は各営業所にあることから、**建設業を営む全ての営業所ごとに許可を受けようとする建設業に関する一定の資格又は経験を有する技術者を専任で配置**することが必要です。

※許可を取得した後に、専任技術者が退職され後任が不在となった場合は要件の欠如として許可の取消し(建設業法第29条第1項第1号)となります。

●「専任」の者とは

その営業所に常勤して専らその職務に従事することを要する者をいいます。

次のような者は、原則として「専任」とは認められません。

- ・ 技術者の住所が勤務を要する営業所の所在地から著しく遠距離にあり、常識上通勤不可能な者
- ・ 他の営業所において専任を要する職務を行っている者
- ・ 建築士事務所を管理する建築士、専任の宅地建物取引士等の法令により特定の事務所等において専任を要することとされている者(建設業において専任を要する営業所が他の法令により専任を要する事務所等と兼ねている場合を除く)
- ・ 他に個人営業を行っている者、他の法人の常勤役員である者等他の営業等について専任に近い状態にあると認められる者

など

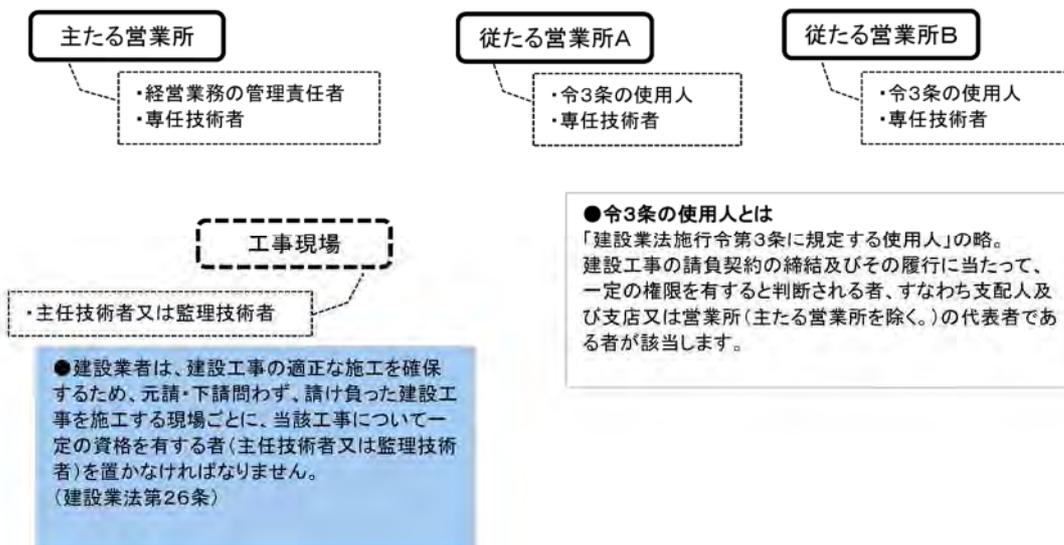
注意 「営業所における専任技術者」は現場の主任技術者又は監理技術者になることができません。

例外として、営業所の専任技術者が工事現場の主任技術者等を兼ねるためには、**次の4つの要件すべてを満たす必要があります。**

- ① 当該営業所で契約締結した建設工事であること。
- ② 工事現場の職務に従事しながら、実質的に当該営業所の職務を適正に遂行できる程度に近接した工事現場であること。
- ③ 当該営業所と常時連絡をとり得る体制にあること。
- ④ 当該建設工事が、主任技術者等の工事現場への専任を要する工事でないこと。

「監理技術者制度運用マニュアル」

営業所・現場に配置すべき技術者等の配置関係



【2. 許可の要件について】

()

【建設業法第7条、第15条】

設

3 専任技術者(2/2)

許可を受けようとする建設業が一般建設業であるか特定建設業であるか、またその業種により、必要となる技術資格要件の内容が異なります。営業所の専任技術者となり得る技術資格要件は以下のとおりです。

一般建設業の専任技術者となり得る技術資格要件 (①～③のいずれか)	特定建設業の専任技術者となり得る技術資格要件 (①～③のいずれか)
<p>① 一定の国家資格等【注1】を有する者</p> <p>② 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関して、下記のいずれかの実務経験【注2】を有する者</p> <ul style="list-style-type: none"> 大学又は高等専門学校の指定学科【注3】を卒業した後3年以上の実務経験を有する者 高等学校又は中等教育学校の指定学科【注3】を卒業した後5年以上の実務経験を有する者 専修学校の専門士又は高度専門士を称するもので指定学科【注3】を卒業した後3年以上の実務経験を有する者 専修学校の指定学科【注3】を卒業した後5年以上の実務経験を有する者 10年以上の実務経験を有する者 複数業種について一定期間以上の実務経験を有する者【注4】 <p>③ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 海外での工事实務経験を有する者で、当該経験の内容につき国土交通大臣の個別審査【注5】を受け一般建設業の営業所専任技術者となり得るとしてその認定を受けた者 	<p>① 一定の国家資格等【注1】を有する者</p> <p>② 一般建設業の専任技術者となり得る技術資格要件を有し、かつ、許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関して、発注者から直接請け負い、その請負代金の額が4,500万円以上【注6】であるものについて2年以上の指導監督的な実務の経験【注7】を有する者</p> <p>ただし、指定建設業【注8】は除く。</p> <p>③ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 海外での工事实務経験を有する者で、当該経験の内容につき国土交通大臣の個別審査【注5】を受け特定建設業の営業所専任技術者となり得るとしてその認定を受けた者 指定建設業【注8】に関して、過去に特別認定講習を受け、同講習の効果判定に合格した者、若しくは国土交通大臣が定める審査に合格した者【注9】

【注1】 営業所専任技術者となり得る国家資格者等一覧(別紙②)

【注2】 「実務経験」とは、建設工事の施工に関する技術上のすべての職務経験をいい、建設工事の発注に当たって設計技術者として設計に従事し、又は現場監督技術者として監督に従事した経験、土工及びその見習いに従事した経験等も含まれますが、ただ単に建設工事の雑務のみの経験については含まれません。《建設業許可事務ガイドラインについて》

【注3】 指定学科一覧(別紙③)

【注4】 一般建設業の営業所専任技術者となり得る「複数業種に係る実務経験」一覧(別紙④)

【注5】 国土交通大臣の個別審査は、国土交通省 土地・建設産業局 建設業課 にお問い合わせ下さい。

【注6】 以下についても4,500万円以上の建設工事に関する実務の経験とみなされます。

- ・昭和59年10月1日前に請負代金の額が1,500万円以上4,500万円未満の建設工事に関して積まれた実務の経験
- ・昭和59年10月1日以降平成6年12月28日前に請負代金の額が3,000万円以上4,500万円未満の建設工事に関して積まれた実務の経験

【注7】 「指導監督的な実務の経験」とは、建設工事の設計又は施工の全般について、工事現場主任者又は工事現場監督者のような立場で工事の技術面を総合的に指導監督した経験をいいます。《建設業許可事務ガイドラインについて》

【注8】 指定建設業とは以下のとおり

土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、造園工事業 / 計7業種

【注9】 この特別認定講習及び審査については、過去の法律等改正時に経過措置的に行われたものですので、現在、新規に当該講習等を受けることはできません。